

関西労災職業病

関西労働者安全センター

1999.8.10発行〈通巻第286号〉200円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-13 (ばんらいビル) 602
TEL. 06-6943-1527 FAX. 06-6943-1528
郵便振替口座 00960-7-315742
近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284
E-mail:koshc@osk2.3web.ne.jp



- 活用が大事な妊娠婦の健康管理措置義務
改正均等法の母性保護規定 2
 - ついに勝訴判決下る！ 会社シムラの責任を全面認定 8
 - ストップ！ アスベスト アスベスト問題は終わっていない 12
 - 前線から（ニュース） 15
- 全国的な運動発展をめざして第10回総会開かれる 全国労働安全衛生センター連絡会議 鹿児島／指曲がり症公務外認定処分取消訴訟
公務起因性は疫学的に明らか 原告準備書面で主張 豊中市職 北
摂／大阪労働労基局交渉おこなわれる 大阪／進む連合大阪の地域
安全交流会 地方センターも視野に 大阪

7月の新聞記事から／19
表紙／腰痛を発症させた株シムラの反物運搬作業

'99 8

活用が大事な妊娠婦の健康管理措置義務 改正均等法の母性保護規定

昨年の労働基準法の改正で今年の4月から女子の時間外・休日労働規制と深夜行規制が解消され、原則として男女とも同様の取り扱いが可能となった。もちろん激変緩和措置が設けられ、育児や家族の介護といった家族的責任を有する女性のうち希望者については、時間外労働の上限に関する基準を150時間以下の範囲に定め、同様に深夜業についても希望者については免除するなどとしている。本来、時間外・休日労働は臨時的なもので、必要最小限の範囲内で行われることが労働基準法の前提という意味で、36条で労使の書面による協定の締結が必要になるのだが、実際には「残業」という名で、日本の職場では恒常化しているのが現状だ。時間外労働や深夜業の男女共通規制の課題は、さらに重要になってきている。

今年の4月から事業主の義務となった 妊娠婦の健康管理に関する措置

ところで、この労働基準法改正とセットとなっている男女雇用機会均等法(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律)は、昨年の改正で雇用における差別が明確に禁止され、差別解

消のためのポジティブアクションに対する支援、違反事業主名公表による実効性確保、それにセクシャルハラスメント防止のための配慮などが盛り込まれている。そしてこの改正で、意外に知られていないことだが、母性保護のための新たな措置が事業主に義務付けられることになっている。第22条の「妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置」である。大まかに内容を言えば、妊娠中や出産後の女性労働者については、健康管理上の受診などについて勤務時間の配慮などをするのが事業主の義務となり、その後の勤務にとって不利にならないようにする措置ということになる。

どれだけ多くの女性労働者に効果が!?

労基法の改正が裁量労働制の拡大や時間外労働規制でなかなか問題が大きいところに、この規定については、従前にくらべひとつ前に進んだものと評価してよいだろう。しかし、問題は、大手の事業場はともかく、どれだけ多くの若い女性労働者に効果を及ぼしているかということである。

均等法は、第22条で次のように規定す

る。

「事業主は、労働省令で定めるところにより、その雇用する女性労働者が母子保健法(昭和40年法律第141号)の規定による保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保することができるようになければならない。」

そして均等法施行規則は第16条で、その措置内容を具体的に規定する。

「事業主は、次に定めるところにより、その雇用する女性労働者が保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保することができるようにしなければならない。

1 当該女性労働者が妊娠中である場合にあっては、次の表の上欄に掲げる妊娠週数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる期間以内ごとに1回、当該必要な時間を確保することができるようすること。ただし、医師又は助産婦がこれと異なる指示をしたときは、その指示するところにより、当該必要な時間を確保することができるようにすること。

妊娠週数	期間
妊娠23週まで	4週
妊娠24週から35週まで	2週
妊娠36週から出産まで	1週

2 当該女性労働者が出産後1年以内である場合にあっては、医師又は助産婦が保健指導又は健康診査を受けることを指示したときは、その指示するところにより、当該必要な時間を確保することができるようにすること。」

具体的な措置義務の履行方法については、通達(平成9年11月4日 基発695号、女発36号)で行政解釈が示されている。通院休暇の申請については、その申請様

式のモデルも示されている。

勤務時間などの配慮も義務に

さらに均等法の23条では、健康診査などの指導事項を守るための勤務時間変更、勤務軽減についての措置事項について次のように規定し、そのための指針を定めている。

「事業主は、その雇用する女性労働者が前条の保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために、勤務時間の変更、勤務の軽減等必要な措置を講じなければならない。」

指針では、たとえば勤務時間内の休憩時間の回数や時間延長などの措置について、当該の女性労働者が申し出れば、担当の医師と連絡をとるなどして適切な対応を図る必要があるとされている。そしてこのような対応をとるために、「母性健康管理指導事項連絡カード」のモデルを示して利用を促進している。ただし、このカードは、標準措置が示されているのが特徴だが、症状について相当詳しい記載が必要で、労働安全衛生法の健診以上に当該労働者のプライバシーの保護が問題となろう。

労働安全衛生対策上も十分な活用を

母性保護を労働法上で具体化することは、かねてより課題となっていたが、この均等法による新たな規定は、以上みてきたように相当進んだ内容になっているといつてよいだろう。ただし、このようなルールが日

本の職場の常識として根付くためには、まだ全体的な働き方のルール形成がなければ難しいともいえる。法律による義務規定であるにも関わらず難しいのは、原則自由化となつた労働者派遣事業で働く労働者、介護労働などにみられるように委任や請負の形式で労働法制そのものの規制をかわす就業形態で働く労働者、そしてパートタイマーという名で規制を逃れうるかのように考えられている労働者など、一見、複雑多岐になっている雇用形態の問題があるからである。

いずれにしろ、この母性保護の新たな規定を、男女とも健康に働く職場作りへの武器にする必要があろう。労働安全衛生対策を進める上でも、十分な理解と活用が大事になっている。

● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

■ 平成9年11月4日 基発第695号、女発第36号 第1 妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置(法第26条及び第27条関係(改正均等法では22条及び23条、以下同様に読み替える))

1 保健指導又は健康診査を受けるための時間の確保(法第26条関係)

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女性労働者の福祉の増進に関する法律(昭和47年法律第113号。以下「法」という。〔改正均等法の名称は「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」〕)第26条は、妊娠婦に対する保健指導・健康診査について母子保健法(昭和40年法律第141号)第10条及び第13条により、市町村が妊娠婦に対して保健指導・健康診査を自ら行い、又は妊娠婦が受けさせることを勧奨しなければならないものとされているにもかかわらず、女性労働者の場合には受診の時間を確保することが困難な場合があることから、必要な時間の確保を事業主に義務づけることとしたものであること。

(1) 保健指導又は健康診査の定義について

イ 法第26条における「母子保健法の規定による保

健指導又は健康診査」は、母子保健法を受けて定められている厚生省児童家庭局長通知(平成8年1月20日付け児発第934号)「母性、乳幼児の健康診査及び保健指導に関する実施要領」による妊娠婦に対する保健指導と健康診査の関係及び回数が、医師又は助産婦(以下「医師等」という。)による産科に関する健康診査とその健康診査に基づく保健指導として一对のものと解されていることに従い、一对の「健康診査及び保健指導」と解するものであること。

ロ 「保健指導又は健康診査」の具体的な内容は、問診、診察及び諸検査並びにそれらに基づく疾病的予防、健康の保持増進に必要な保健上守るべき事項の指示、指導又は療養の指導をする個別の保健指導であり、その対象は、女性労働者本人に限られ、配偶者、乳児、幼児は含まれないものであること。

ハ なお、事業主は、女性労働者が希望する場合には、母親学級及び両親学級等の集団での保健指導、歯科健康診査及び歯科保健指導についてもできる限り受けることができるよう配慮することが望ましいこと。

(2) 確保すべき必要な時間の具体的な内容について

イ 法第26条の「保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間」とは、健康診査の受診時間、保健指導を受けている時間、医療機関又は助産所等(以下「医療機関等」という。)における待ち時間及び医療機関等への往復時間をあわせた時間であること。

ロ 「必要な時間を確保する」とは、女性労働者からの申出があった場合に、勤務時間の中で、健康診査及び保健指導を受けるために必要な時間を与えるものであること。

ハ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女性労働者の福祉の増進に関する法律施行規則(昭和61年労働省令第2号。以下「則」という。)第18条(改正法規則では第16条。以下同じ。)は、「保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間」に関し、事業主が確保すべき具体的な内容として、妊娠週数の区分に応じた保健指導及び健康診査の回数等について規定したものであること。

(1) 則第18条第1号は、女性労働者が妊娠中である場合について定めたものであり、同号本文は、(1)イの一对の「健康診査及び保健指導」について、正常な経過の妊娠における最低限の回数を、次のとおり定めたものであること。

妊娠23週までは4週間に1回

妊娠24週から35週までは2週間に1回

妊娠36週以降出産までは1週間に1回

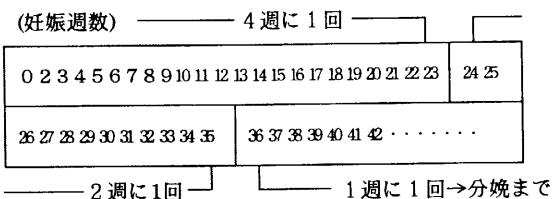
また、同号ただし書は、医師等がこれと異なる指示をしたときは、その指示するところにより、必要な時間を確保することができるようするものであ

ること。

この場合の妊娠中とは、医師等により妊娠が確認されたときから出産までとするものであること。したがって、通院のために必要な時間の申請は、原則として医師等により妊娠が確定された後となるため、妊娠しているかどうかを診断する初回の通院は同号の対象とはならないこと。

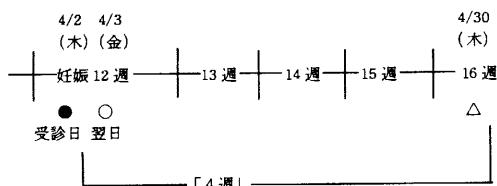
なお、回数の数え方は以下のとおりであること。

- a 「妊娠週数」とは、妊娠経過を示す単位であり、妊娠経過は、最終月経の第1日目を0日として、最初の1週を0週として数えるものであること(下図参照)。



- b 「期間」は、暦日計算によること。「期間以内」とは、1の健康診査及び保健指導を受けた日の翌日から数えて、表中に示す週の起算曜日に応答する日の前日までのことであること。したがって、例えば、「4週」の場合は1の受診日が木曜日である場合、その翌日である金曜日から数えて4週目に当たる週の木曜日までの期間をいうこと(下図参照)。

ただし、実際には、医師等が指示する次の受診日が、4週目に当たる日のあとになることもあるので、その場合は、医師等の指示を受けて女性労働者が申し出た日とすること。

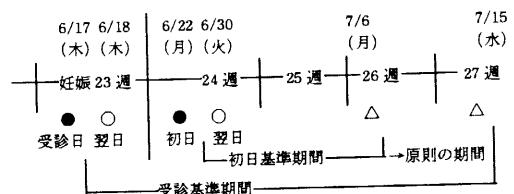


なお、1の通院日から次の通院日までの期間が、妊娠週数の次の区分にまたがる場合については、則第18条第1号の表中の「期間」は、1の受診日の属する週数区分を基準とした場合(受診日基準期間)と、次の週数区分に対応する期間の初日を基準にした場合(初日基準期間)とを比較して、短い日までの期間を原則とすと(下図参照)。

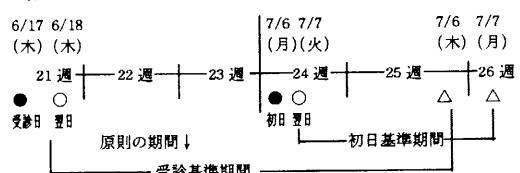
なお、医師によっては、受診した日の週数区分の期間を基準として、次の受診日を指示する場合があ

るが、この場合には、医師等の指示するところによること。例えば、妊娠23週及び妊娠35週の時期は、4週後の27週目及び2週後の37週目を指示することもあるので、医師等が指示した日に必要な時間を確保すること。

〔妊娠23週から24週にまたがる場合の例〕
(初日基準期間の方が短い場合)



(受診日基準期間の方が短い場合)



- c 「1回」とは、健康診査とその結果に基づく保健指導をあわせたものであること。

なお、通常、健康診査と保健指導は同一の日に引き続き行われることが多いが、医療機関等によっては、健康診査に基づく保健指導を別の日に実施する場合もあり、この場合においても、両者をあわせて1回とみなすこと。したがって、事業主は、女性労働者が健康診査を受診した日とは別の日に保健指導のみ受ける場合についても必要な時間を確保する必要があること。

- d 則第18条第1号ただし書の「医師又は助産婦がこれと異なる指示をしたとき」とは、妊娠中の異常が発生するおそれがある場合又は症状等に対応して、医師等が上記(イ)の最低限の回数を超える回数の指示を行い、女性労働者が申し出たときは、その指示により、健康診査及び保健指導を受診するための必要な時間を確保することができるようにするものであること。

- (II) 則第18条第2号は、産後(出産後1年以内)について、医師等が保健指導又は健康診査を受けることを指示したときは、その指示するところにより、必要な時間を確保しなければならないことを規定したものであること。

なお、前述の厚生省児童家庭局通知「母性、乳幼児の健康診査及び保健指導に関する実施要綱」において、産褥の後期は、4週間前後に1回（産褥期の終わる6～8週までは注意を要する）健康診査及び保健指導を受けることとされているが、この期間は、女性労働者の場合、産後休業期間中に当たっている。したがって、同号は、産後休業終了後においても、産後の回復不全等の症状等により、例外的に対応する必要がある場合について定めたものであること。

(3) 必要な時間の確保の方法について

イ 必要な時間の与え方及び付与の単位

女性労働者が健康診査及び保健指導を受けるために必要な時間（以下「通院休暇」と言う。）の付与方法（申請を書面で行うか否か等）及び付与単位（時間単位か半日単位か等）については、通常、契約に定めるところにより、事業主が具体的に定めることとなるが、その定め方によって、実質的に女性労働者の通院が妨げられることがあつてはならないこと。

また、通院休暇制度を設ける場合には、個々の労働者によって、通院する医療機関等と勤務地の距離が異なること、医師等に指定された診察時間も一定ではないことなどに配慮し、通院に要する時間の付与単位は時間単位等にするなど融通を持たせた制度を設けることが望ましいこと。

なお、女性労働者が通院休暇を取得しやすいようにするためにも、通院休暇中の賃金の有無については、契約ないし労使で話し合つて定めておくことが望ましいこと。

また、既に、有給の通院休暇制度を導入している企業は、整備法の一部施行をもつて、特に取り扱いを変更する必要はないものであること。

ロ 業務との調整等

健康診査及び保健指導を受けるための通院日は、原則として女性労働者が希望する日（医師等の指示に基づき女性労働者が申し出た日）とする。

例えば、会社の休日又は交代制勤務による非番日に通院可能な場合にも、事業主が通院日を会社の休日や女性労働者の非番日に変更させること又は休日以外の申請を拒否することは原則としてできないこと。

なお、事業主が業務の都合等により、やむを得ず通院日の変更を行わせる場合においては、変更後の通院日は、原則として、女性労働者本人が希望する日とする。この場合、医師等があらかじめ日を指示していたときは、当該日までの期間内で、原則として、女性労働者本人が希望する日とすること。

また、通院する医療機関等は、原則として、本人が希望する医療機関等とすること。

ハ 通院休暇の申請手続

(イ) 申請に必要な事項

女性労働者が事業主に対して通院休暇を申請するに当たっては、通院の月日、必要な時間、医療機関等の名称及び所在地、妊娠週数等を書面で申請することが望ましいこと。

なお、その場合の申請様式としては、別紙2〔省略〕が参考として考えられること。

(ロ) 申請に必要な書類

事業主は、妊娠週数又は出産予定日を確認する必要がある場合には、女性労働者の了承を得て、診断書、出産予定日証明書等の提出を、女性労働者に対し求めることができること。この場合、証明する書類として母子健康手帳を女性労働者に開示させることは、プライバシー保護の観点から好ましくないこと。

(ハ) 申請時期

女性労働者は、通院休暇の申請を原則として事前に行う必要があること。ただし、事業主が、事後の申請について、遡って承認することを妨げるものではないこと。

なお、女性労働者は母性健康管理のための措置が適切に受けられるように、出産予定日が判明したら、早期に事業主に届け出ることが望ましいこと。また、次回の通院日についても、決まり次第、事業主に知らせることが望ましいこと。

■ 妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようるために事業主が講ずべき措置に関する指針（平成9年9月25日 平成9年労働省告示第105号）

1 はじめに

この指針は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女性労働者の福祉の増進に関する法律第27条第2項〔改正均等法第23条第2項〕の事業主が講ずべき措置に関し、その適切かつ有効な実施を図るために必要な事項を定めたものである。

2 事業主が講ずべき妊娠中及び出産後の女性労働者の母性健康管理上の措置

（1）妊娠中の通勤緩和について

事業主は、その雇用する妊娠中の女性労働者から、通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があるとして、医師又は助産婦（以下「医師等」という。）により通勤緩和の指導を受けた旨の申出があった場合には、時差通勤、勤務時間の短縮等の措置を講ずるものとする。

また、事業主は、医師等による具体的な指導がない場合においても、妊娠中の女性労働者から通勤緩和の申出

があったときは、担当の医師等と連絡をとり、その判断を求める等適切な対応を図る必要がある。

(2) 妊娠中の休憩に関する措置について

事業主は、その雇用する妊娠中の女性労働者から、当該女性労働者の作業等が母体又は胎児の健康保持に影響があるとして、医師等により休憩に関する措置についての指導を受けた旨の申出があった場合には、休憩時間の延長、休憩の回数の増加等の必要な措置を講ずるものとする。

また、事業主は、医師等による具体的な指導がない場合においても、妊娠中の女性労働者から休憩に関する措置についての申出があったときは、担当の医師等と連絡をとり、その判断を求める等適切な対応を図る必要がある。

(3) 妊娠中又は出産後の症状等に対応する措置について

事業主は、その雇用する妊娠中又は出産後の女性労働者から、保健指導又は健康診査に基づき、医師等によ

りその症状等に関して指導を受けた旨の申出があつた場合には、当該指導に基づき、作業の制限、勤務時間の短縮、休業等の必要な措置を講ずるものとする。

3 その他

(1) 母性健康管理指導事項連絡カードの利用について

事業主がその雇用する妊娠中及び出産後の女性労働者に対し、母性健康管理上必要な措置を適切に講ずるためには、当該女性労働者に係る指導事項の内容が当該事業主に的確に伝達され、かつ、講ずべき措置の内容が明確にされることが重要である。

このため、事業主は、母性健康管理指導事項連絡カード(別記様式)〔省略〕の利用に努めるものとする。

(2) プライバシーの保護について

事業主は、個々の妊娠中及び出産後の女性労働者の症状等に関する情報が、個人のプライバシーに属するものであることから、その保護に特に留意する必要がある。

心とからだに優しい パソコン活用ガイド

チェックポイント 35

疲れ目、肩こり、腰痛、ストレスを追放!

安全で健康にコンピューターを使いこなすための情報や工夫・知恵を満載

- ◆ユーザーのためのチェックポイント 35
- ◆メーカーへの10の注文
- ◆HO(ホームオフィス)への5つの提案
- ◆学校教育への5つの応用
- ◆こどもへの7つの注意

[著者] 酒井一博

(財)労働科学研究所副所長

[漫画] さとうしんまる

[発行] 全国労働安全衛生センター連絡会議

〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 2ビル5階
TEL(03)3636-3882/FAX(03)3636-3881
E-mail : joshrc@jca.ax.apc.org
<http://www.jca.ax.apc.org/joshrc/>

[ご注文・お問い合わせ先:書店でもお求めできます]

関西労働者安全センター

〒540 大阪市中央区内本町1-2-13 ばんらいビル602
TEL. 06-943-1527 FAX. 06-943-1528



A5版・約130頁

[定価] 1,500円

[安全センター特価] 1,200円

(送料別)

ユニオンとうなん組合員仲川和良氏 腰痛労災裁判

ついに勝訴判決下る！ 会社シムラの責任を全面認定



ユニオンとうなん組合員仲川和良さんが、大阪市生野区の反物販売会社の株式会社シムラと社長志村隆夫に対して、労災である腰痛を発症させたとして約2045万円の損害賠償の支払いを求めた裁判で、7月29日、大阪地裁第15民事部吉波佳希裁判長は会社の責任を全面的に認め、被告シムラに対して約367万円を支払うことを命じる判決を言い渡した。

反物運搬の重労働

シムラはビニール、レザー、合成皮革などの反物の販売を主たる業務としており、仲川氏は1984年9月に前身の志村商会のときアルバイトとして雇用された。仲川氏らの仕事は反物倉庫において事務から出される伝票指示に基づいて反物を倉庫の収納場所から取り出し、裁断、梱包して出庫する作業であった。

反物は重いものでは20から30キロもあり、倉庫の1階から3階、隣接する本社社屋4、5階に保管されていて、棚に横積みされるか、床に直接立てておかれていたため、引き抜き作業、肩にかついでの運搬、階段の上り下りと上肢、肩、腰への負担作業の連続

という重労働である。そのため、仲川氏の他にも倉庫作業者には腰痛、肩痛を訴える者が多かった。

倉庫内にはベルトコンベアが設置されていた個所もあったが、通路の確保などの配慮もなく反物が数多く詰め込まれていたために、ほとんどの場合、人力で運ばざるを得なかった。そして、こうした作業状況のために不自然な負担姿勢をとることが日常的に繰り返されていた。

また、倉庫内は外気に開放された状態のため冬期には相当な低温にさらされることになる。しかし、会社はなんら暖房措置をとっていなかった。これは「摂氏5度以下になる屋内作業場では暖房等の温度調節が必要」との労働省通達にも違反するものだった。

仲川氏はこうした労働に一日10時間も「アルバイト」として従事していたのである。

典型的な労災不当解雇

仲川氏は1986年の春頃から首や背中に強いコリを自覚するようになり、夏から秋にかけて次第に胸部、背部の痛みが増強

し、ついには就労困難な状況となつていった。シムラへの就職前には全くなかった症状に陥った仲川氏はついにこの年の11月に診療所に受診し「側わん症、背筋痛」との診断を受けた。仲川氏はシムラに再三にわたって体の不調や労災請求を訴えていたが、シムラは1987年3月21日一方的に解雇してきたのだった。

解雇後、自宅療養を続けたが軽快しないために、同年4月再度別の病院にかかったがこの病院はまじめに診てくれなかつたために自宅療養を続けることになった。

その後、まったく別の、腰部負担のない職種の会社に就職したが、痛みが再び増強して、これが治まらないために退職を余儀なくされ、1988年6月に松浦診療所田島隆興医師に受診、これ以降はじめて腰を据えて療養が行えるようになった。

発症から解雇に至る経過をみると、シムラの対応は労災発症と労災扱いを要求する仲川氏を嫌悪し、会社を辞めさせただけを考えたものだったことは明らかで、労災被災者への典型的な不当解雇といえるものだった。

労災請求、ユニオン加入で反撃

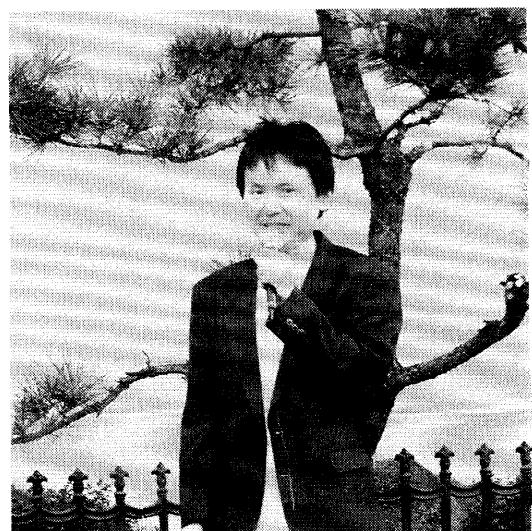
泣き寝入りを拒否した仲川氏は、ユニオンとうなんに加入し、安全センターの協力も得て労災請求し、かつシムラに団交し入れを行い反撃を開始することになった。

「自分の病気は仕事が原因だ」と確信する仲川氏は田島医師の協力を得て、ついに1989年1月、天王寺労基署に労災請求をおこなつた。ほどなく天王寺労基署は中央労基署に統合されたために、ユニオンとうなんを中心に中央労基署に対して早期認

定を求めて再三申し入れ、交渉が行われた。同時期、同労基署が同じ地域の金属機械(当時、全金)オーシマ支部と協和精工支部組合員の労災患者の通院費を不当に不支給とする事件が発生し、この問題についても労基署交渉が行われていた。

そんな中、仲川氏の件について6月に労災認定された。当時としてはかなり迅速といえる決定だった。一方シムラの方は団交すら拒否、以後、地労委、中労委、行政訴訟と負け続けながら悪あがきを続けたが、現在はついに負けを認めるに至っている。労働委員会闘争、会社抗議行動、自宅抗議行動などを中心とするシムラ闘争はユニオンとうなんや東南地域連帯会議の地域の仲間に支えられ今日まで闘われてきた。

結果的に早期に労災認定をかちとつてのことの意味は大きかった。仲川氏にとつては労災療養、休業をつづけながら闘争を闘うという苦しさはあったが徐々に回復し、最終的に1995年8月に症状固定となつた。現在は、コンピュータ関係の仕事に従事しながら闘争を続けている。



仲川氏（8月2日社前集会で）

「労災はウソ」で墓穴

闘争の過程で原点である労災に関してシムラの損害賠償責任を明らかにし、会社を追いつめることを目的として、1996年11月に本裁判が提訴された。シムラの責任追及のみならず、「シムラのような会社がそのままいいわけがない、仲川氏だけのことではない」とが訴えられていくことになった。

長い地労委、中労委闘争の中で裁判のための資料はほぼ完璧にそろっていたといつても過言ではなかった。代理人は同じ丹羽雅雄弁護士であり、裁判は一貫して原告ペースで進んだ。

シムラは「労災認定は誤り。病気は詐病」として、医学鑑定を執拗に要求したが、原告側は「必要はない」と一貫して反論し、シムラの要求は最終的には裁判所によって当然のごとく退けられることになった。

証人調べは、原告仲川氏と被告シムラ志村社長についておこなわれた。志村社長の証人尋問は、地労委における会社関係者の審問内容だけではなく本人の審問内容との矛盾を露呈するという無茶苦茶な内容であった。こうしたシムラのあまりのたらめさも最終的に裁判所が医学鑑定を認めなかつた要因の一つになったようである。

安全配慮義務違反明らか

判決は、損害賠償額について請求額から相当減額して認定した（障害の程度、休業損害の算定をめぐる減額査定）という問題点はあるものの、最大の争点である「安全衛生配慮義務違反」については次のように全面的に会社の責任を認定した。

「原告の被告における作業内容が原告の背部や胸部に負担を強いていたこと、原告が1日平均10時間も労働に従事していたこと、被告における作業が原告の身体に対する過度の負担となることは十分に予測可能であったとすれば、被告は、原告に対する身体の負担が軽くなるように、当時行っていた作業方法（無理な体勢で反物を引き抜いたり、ベルトコンベヤーを使わずに肩に担いで運搬するなど）をせずにすむように反物の保管方法を改善し、あるいは適宜休憩を取らせる等の配慮をしつかう、長時間の労働をさせないように、さらに従業員を増やす等して原告の肩、胸等への負担を減少させる措置を講ずるべき注意義務があったというべきである。前期認定の作業態様、労働時間からすると、被告は右義務を尽くしているとは言い難く、被告の右注意義務違反によって、原告の症状が発症したと認められるから、被告は原告に対し、民法14条（安全配慮義務違反）に基づく損害賠償責任を負うというべきである。」

いよいよ追いつめられたシムラ

ユニオンとうなんは判決後ただちに、判決の受け入れ、職場改善、団交応諾などをシムラに申し入れた。しかしシムラは許し難いことに、判決を不服として大阪高裁に控訴した。地裁判決が今後のシムラ闘争の大きな武器になったことは、（おそらく当のシムラを含めて）誰の目にも明らかであるにもかかわらずである。

ユニオンとうなんと仲川氏は勝利まで断固闘い抜く決意であり、安全センターとしても微力ながら今後とも連帯、支援していくことにしている。

1999年9月4日土—19日日 ATCミュージアム 午前10時—午後8時（最終日は6時まで）

主催：水俣・おおさか展開催会議／後援：大阪府・大阪市・大阪府教育委員会・大阪市教育委員会／協力：水俣フォーラム

入場料：大人＝当日1500円・前売1300円、子ども＝当日700円・前売600円／お問い合わせ：Tel & Fax 06-6571-7991

水俣・おおさか展 MINAMATA Osaka Exhibition

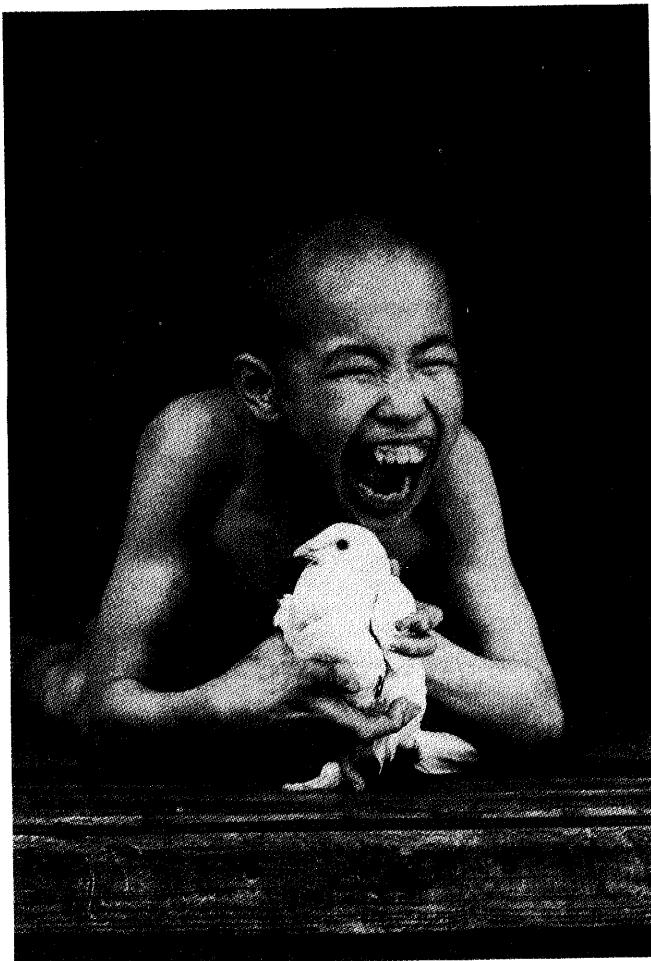


Photo by Takeshi Shiota 1968

水俣は問いつづける。

ストップ! アスベスト

アスベスト問題は終わっていない



ヨーロッパ連合（ＥＵ）が2005年までに
アスベスト全面禁止すると決定

アスベスト（石綿）といえば「何年か前に学校とかで大問題になってたな。いまはもう使われなくなってるんでしょ。」と思ってるむきが多いのではないか。

あにはからんや、日本ではいまだにアスベストはたくさん使われていて9割以上が産業用、家庭用の建材に使用されている。欧米では、禁止措置や自粛によってアスベスト使用は激減しているのにもかかわらず、これと比較して飛び抜けて多い消費量を「誇っている」。政府による禁止措置がとられていないからである。

そんななかヨーロッパから大きなニュースが飛び込んできた。欧州委員会がヨーロッパ連合（ＥＵ）内で白石綿（クリソタイル）を遅くとも2005年1月1日までに禁止にすることを決定したというのである。

欧州委員会の発表によれば、ＥＵでは、6種類のアスベストのうち5種類を1991年に禁止し、残りの種類である白石綿（クリソタイル）についても部分的に禁止されていた。今回の決定は、それを特殊用途はもちろん、石綿セメント製品、摩擦材、シール材、ガスケットにまで禁止の範囲を拡大するという、ごく特殊な例外を除いて原則全面的に禁止するというもの。

加盟15ヶ国のうち9ヶ国（オーストリア、ベルギー、デンマーク、フィンランド、フランス、イタリア、オランダ、スウェーデン）がすでに多様な例外があるが、クリソタイルを禁止している。2000年までの経過期間の間にこれらの国を含めた調整措置がとられることになる。

ＥＵの動きを見ていたイギリスはこれを契機に早い時期に禁止に踏み切ると思われている。

現在日本で新規に使用されているのはクリソタイルだけだが、1997年段階でピーク時の半分とはいえ17万6千トンが輸入され、その9割以上が建材（平板・波板スレート、押型成形セメント板など）に使われている。他の石綿は最近のことではあるがすでに製造等が禁止されているが（その主なものであるクロシドライト・アモサイトについて1995年に禁止措置実施）、クリソタイルは、全石綿の吹き付け材への原則禁止措置に含まれているだけであとは使用制限は全く行われない状態が続いているのである。

石綿は危険な発ガン物質であり、産出、製造、廃棄の過程で多くの被害をもたらしていることは明らかで、業界、政府のいう

「建材の中の石綿は封じ込められていて安全だ」(管理された使用は安全)というの明らかな間違いだ。

さらに、これまで使用してきた石綿の問題も大きいことを忘れてはいけない。

E Uが全面禁止を正式決定したこと、国際的な石綿産業のターゲットがアジアなどの規制の遅れている国にさらに大きくシフトすることは間違いない。その意味でも先進国の中で残された巨大市場となった日本の動向が国際的にも大きな注目を浴びている。日本において石綿を全面禁止にする運動をいまこそ強めていかなければならぬ理由がここにある。

たくさんの石綿によるじん肺(石綿肺)被害の他にガンにかかる労働者もあとを絶たない。氷山の一角ではあるが日本の労災

保険において労働者として「石綿にさらされる業務における肺がん又は中皮腫」で新規に労災認定された人数は、1991年度から97年度までに各 18, 23, 21, 21, 23, 27, 22 名にのぼっている。大阪労基局管内では、96年度から 3 年間に各 2 名が認定されている。将来の被害を防止するために早急に石綿の全面禁止措置に踏み切らねばならない。そのためにもこれまでの石綿使用による被害を明らかにし、責任を明確にする取り組みが非常に重要だ。大量に使用され、社会の隅々にまで行き渡っている石綿の危険性に大きな警鐘を鳴らすことになるし、踏みにじられた被害者の権利は救済されなければならないのである。

いままた、神奈川で大きな裁判が開始されている。



横須賀米軍基地元労働者が石綿被害の損害賠償求め

米軍横須賀基地で艦船修理等に従事し、石綿にさらされ石綿肺や肺がんにかかった元労働者12名と死亡した元労働者1名の遺族4名の計16名が、国に対して総額3億2450万円の損害賠償を求めて7月7日に横浜地裁横須賀支部に提訴した。元労働者13名66才から81才で、石綿作業歴は16年から42年間と長期間に及んでいる。

この裁判は神奈川労災職業病センターなどが中心になって支援しており、米軍基地がらみのじん肺損害賠償裁判としては初めてで注目されている。ちなみに神奈川県には全国の4割の基地労働者が集中しているといわれる。

雇用主は国、直接の使用者は米軍という一種の間接雇用となっていて、日米地位協定に伴う民事特別法によって米軍の不法行為に対する損害賠償責任は国が負うことになっているので被告は国ということになる。

裁判では、①使用者である米軍、国が安全配慮義務を怠っていたかどうか、②時効問題、が大きな争点である。

艦船、特に軍用艦船には石綿が断熱、防火用に大量に使用されており、原告らはほとんど何らの安全衛生対策のないまま退職まで石綿を吸い続けて作業を続けていた。弁護団では1972、73年当時において、被告が横須賀労基署からじん肺対策に関する法違反や安全衛生対策の非常な不備について是正指

導を受けていた事実などをすでに訴状でも明らかにしており、①は隠しようのない事実となっている。

②については、現在、じん肺の損害賠償の時効は「もっとも重い管理区分決定から10年」という最高裁判例が一般的とされている他、最近、秩父じん肺訴訟で「死亡時から10年」とする判決も出されているという原告に有利な状況もある。

実は、この裁判に至る前段で、原告の方たちが日米地位協定による損害賠償(労災上積み補償)を国に求めたところ「不法行為の時効は3年であり時効で請求却下」という不当な決定がなされている。今回の提訴はそれを受け、安全衛生配慮義務違反について時効10年(債務不履行)をたてに起こしたのである。

神奈川労災職業病センターなどでは、この提訴と平行して、日米地位協定による追加請求運動にも取り組んでいる。今回は、政府が口実にした「不法行為時効3年」をクリアしている方ばかり。国は、難癖をつけて賠償実施を先延ばししているというからまことに許し難いといえる。

かつて、空母ミッドウェー改修工事にともなう石綿廃棄物投棄を告発してアスベスト問題を一気に社会問題化した神奈川の仲間が進めている、この、法廷と直接交渉の両面作戦は必ず国と米軍を追いつめるに違いない。

【原告のひとり佐久間美智子さんのコメント】

あれは確か朝鮮戦争の頃、息子たちがまだ幼かったと記憶しています。

休日出勤や毎月百時間を超す残業も度重なり、主人もさすがに疲れた様子で、帰宅後ささいなことでも不機嫌になり、不安定な

日々が続きました。やつと「今度は休暇が取れた、旅行に行けるぞ。」と待ちに待った主人の言葉に私たちの最大の最大の楽しみである旅行に行けると子供たちも大喜びしたものでした。ところがその前日、「急の仕事で休めなくなつた。」嬉しさもいつぶんに吹き飛んで、つい「今まで何回も同じことばかり・・・。いつになつたら行けるの?修理なんか、そんなに急がなくたって、少しばかり遅れてもいいでしょう」と一気にうつぶんを渡しは吐き出してしまいました。主人は、「ばかっ!アメリカ人だろうと日本人だろうと、人間困っているときは助け合うものだ。戦争は嫌いだけれど、その艦に乗つていく兵隊たちも行きたくないでの任務で行かされるのだ、その者たちが少しでも安心して乗艦していけるよう万全の修理をしてやるのが俺たちの仕事なのだ」と諭すように言った言葉がいまでも耳の奥に残っています。

そしてあの万全の整備もないもうもうと立ちこめる粉じんの中での作業、ときどき「満期まで生きていられるかどうか、俺の肺の中にアスベストがいっぱい刺さっているんだから」と笑って話していたのを思い出します。でも人一倍強靭な身体の主人のこととて私には他人事のように思っておりました。

(情報提供:神奈川労災職業病センター
TEL. 045-573-4289)

前線から

全国的な運動発展をめざして 第10回総会開かれる

全国労働安全衛生センター連絡会議 鹿児島

7月24、25日と全国安全センターの総会が鹿児島の姶良ユニオンを中心とした安全センター設立の動きに合わせ鹿児島県霧島で

開かれた。

総会では、井上浩議長による記念講演「労災職業病の現代的課題」、東京労働安全衛生センターの外山尚

紀氏による報告「職場改善をめざす安全衛生活動—アジアから日本から」が行われた。総会議事においては、労働安全衛生法の改正や労働安全衛生マネジメントシステムをめぐる動き、アスベスト禁止運動などを中心として全般的な情勢報告があり、これらを踏まえて様々な課題に関する方針提起が行われ、議論ののち確認された。

今年度の運動に関する討

始良ユニオン 労働安全センター設立へ 全県的な相談窓口を目指す

7月25日付「南日本新聞」

論の中で特に、国会において遂に制定された情報公開法を受けて労働行政の情報公開に関して我々としても取り組んでいくことが必要ではないかとの提起があったのが注目された。また、例年おこなっている全国一斉労災職業病ホットラインを10月4、5日に取り組むことも決定し、当安全セ

ンターでも準備に入ることにしている。

10年目をむかえ課題的にも多くの領域に関わっていける力量を備えてきた全国安全センターであるが、さらに運動展開力の強化を図るべく事務局を中心に早急に議論を進めていくことも確認された。

安衛法の改正につづいて

労災保険法の改正も日程にのぼっており、全国の運動ネットワークの要としての役割はますます重要に成ってきており、当センターとして全国安全センターの一翼を今後も積極的に担っていかなければならないと考えている。

指曲がり症公務外認定処分取消訴訟 公務起因性は疫学的に明らか 原告準備書面で主張

豊中市職

北 摂

給食調理員に多発している変形性手指関節症（いわゆる指曲がり症）について、豊中市の調理員（豊中市職）が地公災基金大阪府支部のおこなった公務外認定処分の取消を求めている裁判の法廷が7月26日大阪地裁で開かれ、原告側から、疫学的な因果関係は明らかだとする書面が提出された。前回までに、指曲がり症の臨床医学的側面からの主張を展開してきており今回で原告サイドからの書面による主張は一段落した。

今回は、これまで本誌でも紹介してきたが、給食調理員においては変形性手指関節症が対照集団（事務員など）に対して明らかに多発しており、たとえば岡山大学衛生学教室の疫学調査結果をみると、変形性手指関節症の症状である各所見があよそ4倍から20倍になっていることを指摘している。地公災基金が指曲がり症についての公災認定上、重要な参考資料とした中央労働災害防止協会報告書（中災防報告）の結果を見ても、業務歴の長い調理

員に指曲がり症が明らかに多発していることこそが疫学的に明らかであると数字をあげて主張した。

これに対して被告の地公災基金は、原告の症状は慢性関節リュウマチの可能性があるとか、疫学的証拠に乏しいとかといった内容の、根拠のない揚げ足取りしかしてきていない。今後どのような反論をしてくるかが注目されるところだ。

裁判は今後、いくつかの点でやりとりをしながら証人調べに入っていく模様。次回法廷は、9月9日に今後の進行などを中心としたラウンドテーブルとして行われる。

大阪労働基準局交渉おこなわれる

大版

関西労働者安全センターは、8月9日、大阪労基局交渉を行った。

労災隠し対策をはじめ労災・職業病、安全衛生にかかる項目について、労基局長宛に要請書を6月23日に提出、これに基づく事務折衝のうち今回の交渉がもたれた。交渉には、市川正夫副議長、市橋利晃運営委員、西野事務局長、林繁行事務局次長の他、中村猛（全港湾建設支部副委員長）、川口浩一（金属機械港合同南労会支部）、長崎光夫（全港湾大阪支部安衛委）、東正一郎（同）、小川亮（なにわユニオン副委員長）、能勢充希（同書記長）、岡崎栄子（同書記次長）、杉之原吉秀（ユニオンひごろ）、早崎直美（RINK）の各氏、事務局から片岡、田島、安藤が参加した。

労基局側は、局監督課、衛生課、安全課、労災管理課、庶務課から11名が出席した。

要請はかなりの項目にのぼったため、本交渉では労災隠し対策の強化、被災労働者の権利保護対策の強化、外国人労働者の権利保護対策の強化、などについて重点的に申し入れると共に意見を交換した。

また、局段階では回答が明らかに得られないと思われる問題については、本省への要請事項と整理し、局を通じて伝達するものとせざるを得なかった。具体的には以下の点である。

1) **労災休業特別支給金の取扱い** 労災休業中に平均賃金の60%を労働者が休業補償として受け取っていた場合、特別支給金の支給を可能とする取扱いとすること。

2) **労働者死傷病報告の開示** 労働者死傷病報告書を当該被災労働者に開示できるようにすること。労働者死傷病報告に被災労働者の確認欄を設けること。

3) **「粉じん作業従事者の離職後の管理について」**に関するこ

と 管理区分1を含めて離職者すべてへの配布、アスベスト関連疾患については管理区分1であっても労災請求できることを記載すること。

4) **通院費の支給基準の拡大** 被災労働者の通院費負担は無視できない額になっているので、現行の支給基準を抜本的に拡大すること。

5) **症状固定からアフターケア決定時までの「アフターケア」相当分の取扱い** 症状固定からアフターケア決定時までのアフターケアでカバーしうる医療費について、さかのぼって支給できるように取扱いを改めること。

6) **時効規定適用の緩和** 事業主の労災保険への未加入が原因で労働者が労災請求できないと思ってしまっていた場合など、労働者の責任に帰することが不公正である場合には、労災保険法上の時効の適用をあこなわないように取扱いを改めること。

7) **労災認定遅延時の救済措置** 請求から認定まで長期間を要した場合（事

業主の労災保険未加入、審査請求、行政訴訟での不支給処分取消決定を含む）の延滞利息支払い、仮払いなど被災労働者の利益を保護する対策を強化すること。

8) 外国人被災労働者

への対策 母国語での請求書式、帰国後の労災補償請求のために被災者向け、医師向けに各請求書式の書き方解説パンフを用意し、配布できるようにする。

なお、本交渉の内容の詳

細については次号において報告する予定。

進む連合大阪の地域安全交流会 地方のセンターも視野に

連合大阪

大 阪

連合大阪ではこの7～8月、府下7の地域ごとに労働安全衛生活動研修・交流集会を開催している。これまで連合大阪では、労災防止指導員の連絡会議など、役員間の交流を行ってきていたが、今回は、地域ごとに現場の労働安全衛生担当者ができる限り対象とする、取り組みとした。

労災防止対策は、なんといっても中小事業場の対策が急がれるところであり、労組の取り組みとしては、地域ごとに活動を展開することがなんとしても重要なだ。また、それぞれの労組では企業内で独自の労働安全衛生活動を展開しているところが多く、それらの交

流によって、取り組みの質を高めることも重要な課題になっている。

7月すでに5地域の研修・交流会が開催されている。内容は、労働安全衛生マネジメントシステムなど新たな労働安全衛生活動の課題、中小事業場対策で現在進行している労働省の施策の状況、そして地域における労働組合の取り組みに求められるものなどのテーマで安全センターが講演を担当した。そして連合大阪からは、地域産業保健センターへの関わりなど、地域での取り組みを今後さらに豊富化していくことを提案し、やがて地方段階での安全部センター設立へ道筋をつ

けていく方向が示された。

交流会では、各産別の取り組み例などが報告される地域もあり、今後の地域での取り組みが大いに期待される内容となった。これまで労働組合のナショナルセンターが地域ごとに、労働安全衛生対策をテーマとした交流などの取り組みを行ったことはなく、今回の試みは大いに注目されるところである。産業別の労組でそれぞれに取り組んでいるケースもあるが、比較的力を注いでこなかった労組も少なくなく、これを機会に、地域はもちろんのこと様々な産業別の労組の取り組みが期待されるところだ。連合大阪では、次年度以降は地域ごとに独自の取り組みに発展させる方向を目指している。

7月の新聞記事から

7/5 午後2時40分ごろ、名古屋市港区の東レ名古屋事業部第3工場内で定期点検中の水素反応タンクが爆発し、近くにいた清掃会社作業員ら3人が熱風を受けて顔やのどなどにやけどを負って重傷、東レ社員1人と清掃会社作業員3人が軽傷を負った。

7/7 神奈川県横須賀市の米海軍横須賀基地の元従業員が勤務時に石綿の粉じんをすってじん肺や肺がんになったのは、基地の対策が不十分だったためとして、元従業員や遺族16人が雇用責任を持つ国を相手取って慰謝料など計3億2450万円の国家賠償を求める訴えを横浜地裁横須賀支部に起こした。(本文13p. 参照)

米フロリダ州の喫煙者が健康被害の損害賠償を大手たばこ会社5社に求めた集団訴訟で、フロリダ州マイアミ・ディード郡巡回裁判所の陪審員は、喫煙が肺がんなどの原因となることを認め、たばこ会社がその危険性を国民に隠していたとしてたばこ会社の責任を認定する評決を下した。

7/9 京都府立城陽養護学校教諭の小谷美世子さんが、頸肩腕症候群になったのは公務災害だとして地方公務員災害補償基金京都府支部の公務外認定取り消しを求めた裁判で、京都地裁は日常業務が発症の原因と認め、処分取り消しを命じた。

午前11時半ごろ、此花区の夢洲付近で海底の磁気探査の作業をしていた潜水士今城広繁さんさんのエアホースが船のスクリューに巻き込まれて切れ、今城さんは死亡。

7/12 福井県敦賀市の日本原子力発電敦賀原発2号機で放射能を帯びた一次冷却水が格納容器内に大量に漏れる事故が発生した。冷却水の温度を下げる再生熱交換器をつなぐL形配管に長さ8センチの亀裂が見つかった。

午前3時40分ごろ、奈良県大和郡山市の運送会社「奈良佐川急便」事務所兼配送倉庫南側の搬出口付近から出火。近くのトラック内にいた従業員赤峰健さんが駆けつけたところ、白ヘルメットの男が逃げるのを目撃、捕まえようともみ合いになり左胸をナイフのような刃物で刺され、1週間のけがを負った。この火事で同倉庫は全焼。

7/21 大阪府堺市の大坂労災病院で治療時に放射線を取り扱っていた女性医師と看護婦3人の計4人の被曝防止用プロテクターの遮蔽剤がはがれていたのに気づかず、1年あまりの間に最大で26ミリシーベルトの放射線を浴びていたことが分かった。病院は「現時点では健康に影響はない」としている。

神奈川県綾瀬市シルバー人材センター元会員の菅沼幸雄さんが、1996年11月に派遣先の自動車部品加工会社の工作機械を使った鉄板折り曲げ作業中に左手の指4本を切断したのは、同センターの前

身であるさわやか事業団などが安全の確認を怠つたためとして、センターと会社を相手取り、約4359万円の損害賠償を求めて横浜地裁に提訴した。会員の事故でセンターが訴えられた全国初のケース。

7/23 午前11時25分、羽田発新千歳行き全日空61便が千葉県上空を飛行中に包丁を持った男にハイジャックされ、男は長島直之機長と2人で操縦室に閉じこもり「横田基地へに迎え」等と要求した。午後0時9分に乗員に取り押さえられたが、機長は包丁で刺されてまもなく死亡した。

午後4時15分ごろ、滋賀県彦根市の名神高速道路下り線で、広島県福山市「本瓦運送」の大型トラックが新潟市の「中越運送」白玉智也さん運転の大型トレーラーに追突。その後大型トラックは中央分離帯を乗り越えて上り線に飛び出し、滋賀県草津市運送業の岩崎章さんの運送トラックと正面衝突した。両トラックは炎上し、白玉さん、岩崎さんの2人が焼死した。

7/24 北海道初山別村の沖約15キロの日本海で鳥取県境港市のイカつり漁船「第73長尾丸」が行方不明になり、26日午後3時50分ごろ、転覆した状態で漂流しているのが発見され、転覆した船の船底にあがっていた乗組員3人が救助された。

7/28 京都府立城陽養護学校の教員、小谷美世子さんが頸肩腕症候群の発症を公務外とたどり方公務員災害補償基金京都府支部を相手取り、処分の取り消しを求めていた裁判で9日に出た原告勝訴の判決が、被告側の控訴断念によって確定し、同基金京都府支部は公務災害の認定を通知した。

90年5月に脳出血で死亡したシステムエンジニアの原田英樹さんの遺族が脳出血は過重な業務が原因として、ソフトウエア開発会社システムコンサルタントを相手取り約9000万円の損害賠償を求めた裁判で控訴審判決が東京高裁であった。判決は脳出血と過重な業務の因果関係を認めた一審判決を支持し、同社に約3200万円の支払いを命じた。

7/29 青森、岩手県に住む元トンネル建設作業員ら21人がじん肺になったのは適切な粉じん対策がとられなかつたためとして、日本鉄道建設公団を相手に損害賠償を求めた裁判の和解交渉が仙台地裁であり、12日に和解した8人に続いて残り13人についても和解が成立した。

7/30 労働省の「精神障害などの労災認定専門検討会」は、過労自殺の労災認定についての新基準をまとめた。対象要件を「心神喪失」から「精神障害全体」にまで広げた。労働省は新基準の指針を策定し、9月末には全国の労働基準局長に通達する。

腰痛予防に腰部保護ベルト－**楽腰帯**をどうぞ

らくようたい インナー&アウタータイプ

Relief(リリーフ) インナータイプ

楽腰帯は腹圧効果で腰への負担を30%軽減。

特徴は、①すぐれた腹圧効果 ②骨盤補強効果

③運動性と快適性



種類	型	色	サイズ	S	M	L	LL	LLL
らくようたい	男 DR-1G	黒/白	ウェスト	72-80	80-88	88-96	96-104	104-112
	女 DR-1L	黒/白	ウェスト	56-64	64-72	72-80	80-88	—
リリーフ	男 リリーフ G	グレー・ブルー -(ツートン)	ウェスト	72-80	80-88	88-96	96-104	104-112
	女 リリーフ L	ベージュ	ウェスト	56-64	64-72	72-80	80-88	—

(頒価) 5,700円(送料別) ■種類、型、色、サイズを指定してご注文下さい。ミドリ安全(株)製
宇土博医師考案
■パンフレットあります。 関西労働者安全センター TEL.06-6943-1527 FAX.06-6943-1528

「関西労災職業病」定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月1回の発行で頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金は郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名を別途電話、はがき等でお知らせください。

- 郵便振替口座 00960-7-315742 関西労働者安全センター
- 近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284 関西労働者安全センター

1部	200円
年間定期購読料(送料込み)	1部 3,000円
〃	2部 4,800円
〃	3部以上は、1部につき2,400円増
会員購読料	安全センター会員(会費月1口1,000円以上)には 1部無料配布。2部以上は1部150円増

Culture & Communication

—封筒・伝票からパッケージ・美術印刷—



株式会社**国際印刷出版研究所**

〒551-0002 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号

TEL.06(6551)6854 FAX.06(6551)1259